

「高齢者虐待防止のきほん～嫌がることはしない、 そのシンプルな原則～」

講師 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 山田祐子
＊神奈川県高齢者虐待防止部会長

令和7年度 高齢者施設向け研修
横浜市
健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課



プログラム

- 1 自己紹介
- 2 タイトルについての説明
- 3 講義：知識編

神奈川県版「高齢者の権利擁護のための研修プログラム（リーダー・管理者向け）」

***①一部アレンジしています ②意見交換をします（チャット・Q&A等）**

4 研修プログラム *いずれもオンラインで無料公開中

（1）神奈川県版「高齢者の権利擁護のための研修プログラム」

テキスト『高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～施設職員のための高齢者虐待防止の手引き』平成21年3月

（2）MS&ADインターリスク総研株式会社（厚生労働省令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」令和3年3月

5 その他、情報提供

講義：知識編

神奈川県版「高齢者の権利擁護のための研修プログラム（リーダー・管理者向け）」

- ①一部アレンジしています
- ②意見交換をします（チャット・Q&A等）

追加【法制度をめぐる状況】

○2006年4月高齢者虐待防止法施行

○厚労省通知：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67817.html

なお3年間の経過期間をおき、2024年度より高齢者虐待防止研修の義務化等を実施

資料 2025年12月25日厚生労働省通知 参照



(1) 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置及び身体的拘束等の適正化のための措置等の実施の徹底について

- **令和6年度介護報酬改定において決定された高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置は以下のとおりであり、その実施の徹底を改めて図ること。**
 - ・ **令和6年4月1日から、全ての介護サービス事業者を対象として高齢者虐待防止措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）の実施が義務づけられており、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、基本報酬が減算されること**
 - ・ **令和6年4月1日から、訪問・通所系介護サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録が義務づけられていること**
 - ・ **令和7年4月1日から、短期入所・多機能系介護サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が義務となり、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算されること**



なお、施設系・居住系の介護サービスについては、既に身体的拘束等の適正化のための措置の未実施の場合の減算が適用されているところであるが、改めて措置の実施の徹底を図ること。また、有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること。

(2) 令和6年度調査結果において明らかとなった実態を踏まえた高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の実施について

- 上記(1)の高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置として設置することとされている委員会において、主な虐待の発生要因を踏まえた検討及び研修カリキュラムの内容を検討するとともに（例として、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについての内容を含めるなど）、その内容を踏まえた研修を実施すること。また、引き続き身体的拘束等の適正化についての具体策の検討を行うこと。その際、委員会の運営方法や指針の内容、研修の内容等については、以下の資料や通知を参照すること。

－ 高齢者介護施設・事業所の
施設長、管理者、リーダー対象－

高齢者の権利擁護のための研修プログラム リーダー・管理者向け

神奈川県
令和 7 年 3 月更新

(平成 2 6 年 9 月初版)



内容

- I 高齢者虐待防止法
- II 高齢者虐待の内容
- III 身体拘束
- IV 高齢者虐待の通報
- V 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」
- VI 虐待が発生した場合の対応

1 高齢者虐待防止法



高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成17 (2005)年11月 成立

平成18 (2006)年4月 施行





高齢者虐待防止法の趣旨

「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、**高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置**、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「**養護者に対する支援**」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」（第1条 目的）



養介護施設従事者等

養介護施設・養介護事業とは

老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型 介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型 介護予防サービス事業 介護予防支援事業

2 高齢者虐待の内容



高齢者虐待の内容

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待



虐待と犯罪の関係（１）

- 虐待の類型と刑法の規定する犯罪の関係の例示

【身体的虐待】

殺人罪、傷害罪、傷害致死罪、暴行罪、業務上過失致死傷罪、逮捕・監禁罪など

【介護・世話の放任】

保護責任者遺棄罪、遺棄致死傷罪など

【心理的虐待】

脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪など





虐待と犯罪の関係（２）

- 虐待の類型と刑法の規定する犯罪の関係の例示

【性的虐待】

不同意わいせつ罪、不同意性交等罪など

【経済的虐待】

窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪、業務上横領罪など



身体的虐待

- **高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること**
 - ① **暴力的行為**
 - ② **本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為**
 - ③ **「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制**

参照：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
社団法人日本社会福祉士会「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」



ネグレクト

- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
- ④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること



心理的虐待

- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の
高齢者に著しい心理的外傷を与える言動
 - ① 威嚇的な発言、態度
 - ② 侮辱的な発言、態度
 - ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為



性的虐待

- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
 - 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為



経済的虐待

- **高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること**
 - **本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること**



高齢者虐待の捉え方（１）

- **高齢者虐待防止法の定義に当てはまらない行為は？**

→ 「**高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること**」

広い意味で捉える



高齢者虐待の捉え方（２）

- 高齢者が虐待されたと思っていない場合や、職員が虐待をしたと思っていない場合は？

→ 高齢者本人や養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待があると考えて対応する

虐待に対する「自覚」は問わない

3 身体拘束



身体拘束の内容 11項目（1～4）

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る

厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦会議「身体拘束ゼロへの手引き」より



身体拘束の内容 11項目（5～8）

5. 点滴・経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子の使用
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、つなぎ服を着せる



身体拘束の内容 11項目（9～11）

- 9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 11. 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

11項目はあくまで例示であり、それ以外にも身体拘束と判断される事例がある

例）スピーチロック、センサーが反応した時の対応



身体拘束等の適正化の推進（１）

- 全施設、全事業所に対して、**身体拘束等の原則禁止と身体拘束等を行う場合の記録**が義務付けられています
- 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない
- 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない



緊急やむを得ない場合

- 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと

- 非代替性

身体拘束等以外に代替する介護方法がないこと

- 一時性

身体拘束等は一時的なものであること

3 要件すべてを満たしていることが必要



慎重な手続きが必要

● 丁寧な説明と記録

- 本人や家族に、身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯、期間等を具体的かつ詳細に説明し、理解を得たことを書面に残す
- 身体拘束等の実施の時間・期間、本人の状態等について記録に残す
- 必要性の再検討
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察し必要性を再検討する。要件に該当しない場合は直ちに解除する
(必ず解除した後の状態も記録する)



身体拘束等の適正化の推進（２）

- 身体拘束等の適正化のための措置

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を**記録**すること
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針**を整備すること
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修**を定期的に実施すること

4 高齢者虐待の通報



養介護施設・事業者の責務

- 養介護施設従事者等、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあるので、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない
- 高齢者及びその家族からの苦情処理体制の構築、**高齢者虐待防止のための措置を講じること**
- 養介護施設従事者等は従事している養介護施設等において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、**速やかに市町村に通報しなければならない**
- 神奈川県ホームページ 高齢者虐待相談・通報窓口
(各市町村の高齢者虐待相談窓口)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f4302/index.html>



(参考:県ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f4302/index.html>)



神奈川県
Kanagawa Prefectural Government





防災・緊急情報

選んで探す



分類から探す



組織で探す



マイトピック

ホーム > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者 > 高齢者の虐待防止 > 高齢者虐待相談・通報窓口（各市町村の高齢者虐待相談窓口）

印刷用ページを表示

更新日：2024年7月4日

高齢者虐待相談・通報窓口（各市町村の高齢者虐待相談窓口）

高齢者虐待相談窓口

虐待を受けた高齢者ご本人、または、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、各市町村の相談窓口のほか、以下のリンクより、お近くの地域包括支援センターにご連絡ください。
なお、通報された方の個人情報は守られます。

→地域包括支援センター（リンク先）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f4301/>

各市町村の高齢者虐待相談窓口

市町村名	窓口担当課	電話	ファクシミリ
	鶴見区	高齢者支援担当	
		045-510-1773 045-510-1775	045-510-1897

// よくみられているページ

● 公立高校入学者選抜実施結果

● パスポートセンター

● 新型コロナウイルス感染時の過ごし方

● 神奈川県教育委員会

● 私立高校の志願状況（公募一般）

県

の広報

神奈川県公式動画



かなチャンTV



高齢者虐待防止のための措置

- すべての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の養護、虐待の防止等の観点から、以下の虐待の防止のための措置を講じることが義務づけられています
- ①虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ②虐待の防止のための**指針**を整備すること
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための**研修**を定期的を実施すること
 - ④上記措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと



通報に係る守秘義務

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、通報（虚偽であるもの及び過失であるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない（第21条第6項）

→ 高齢者虐待に関する通報は、守秘義務の違反に該当しない



市町村等の守秘義務

- 市町村が通報・届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をしたものを特定されるものを漏らしてはならない
都道府県も同様（第23条）

→市町村や県は、通報・届出をした者が特定されないように配慮しなければならない



通報者の保護

- 養介護施設従事者等が通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない（第21条第7項）
→ 通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取り扱いが行われた場合、当該行為は無効



通報を受けた市町村の対応

- ① 緊急性の判断
- ② 事実確認調査、訪問調査の実施
- ③ 虐待の事実の判断
- ④ 虐待防止、高齢者保護を図るための介護保険法、老人福祉法の規定による権限の行使など
- ⑤ 虐待の事実が認められた場合、市町村は県に報告

5 施設職員のための 高齢者虐待防止の手引き



「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」作成の目的

- ①県として養介護施設従事者等による高齢者虐待防止対応に一定の判断基準を示すこと。高齢者虐待の未然防止の取り組みとして、高齢者本人の気持ちを起点として考えることとしています。
- ②虐待の未然防止に重点を置き、活用できる先行事例の情報提供を行うなど実践的な内容にすること

施設・事業所の虐待防止の取り組みの支援

神奈川県ホームページ 施設職員のための高齢者虐待防止の手引き

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html#s1>



高齢者・家族が感じていること（１）

1 身体的虐待

- 微熱を理由にベッド上の生活を強制させられた
- 声かけなしに、ベッドから車椅子に移乗の介助をされた

2 ネグレクト

- まだ十分トイレで排泄できるのに、おむつ対応
- 職員に声をかけても「今は忙しいから、後で。」と言われた



高齢者・家族が感じていること（２）

3 心理的虐待

- エアコンの温度を下げたら、「勝手に下げないでくれ」と言われた
- お願いごとをしたとき、不快な顔をされた
- 本人のいる前で、排泄（トイレ）のことを話された



高齢者・家族が感じていること（３）

4 性的虐待

- 女性の利用者が、男性スタッフにお風呂や下の世話をしてもらったこと
- 下着をはいているかどうか、ズボンを下げて確かめられた

5 経済的虐待

- 事前連絡なしに、預かり金で物品を購入されていた



快適なケアを実現するために



虐待防止の対象となる範囲



追加

- 虐待は日常の支援に潜む
- 言い換えれば

○ 「虐待はグラデーション」

→ 誰にでも起こりうる可能性がある

→ いかにも「悪い人」が起こすだけではない

「うちの施設は大丈夫」 ⇔ 介護崩壊の恒常化、スポット派遣職員の導入



追加

○立場性の自覚：

支援者という立場の「非対称性」の自覚

→管理職と職員の立場も？

例：八王子平和の家の倫理綱領、神奈川県の手引きの作成



神奈川県が目指すケアの姿

介護を受ける高齢者本人や家族が「どのように感じるか」また、自分が介護を受ける側であったら「どのようなケアをしてもらいたいか」、本人や家族の心の声に耳を傾け、その気持ちやニーズを大切に受け止め、高齢者の自己決定を最大限に尊重した、ぬくもりのある当事者目線の質の高いケアを目指すことが重要であると考えます。





高齢者虐待が発生する要因と予防のポイント（1～3）

高齢者虐待が発生する要因 → 予防のポイント

①組織運営に課題がある → 組織運営の健全化

②チームケアが上手くいっていない → チームアプローチの充実

③提供するケアに課題がある → ケアの質の向上

高齢者虐待が発生する要因と予防のポイント（４、５）



高齢者虐待が発生する要因 → **予防のポイント**

④必要な倫理や守るべき法令が理解されていない

→ **倫理観と法令遵守の意識を高める**

⑤組織のあり方を変えにくい雰囲気

→ **職員の負担・ストレスの軽減と組織風土の改善**

職員個人の問題だけではなく施設・事業所全体の問題として考える



高齢者虐待を防ぐためには（未然防止）①

①組織運営の健全化

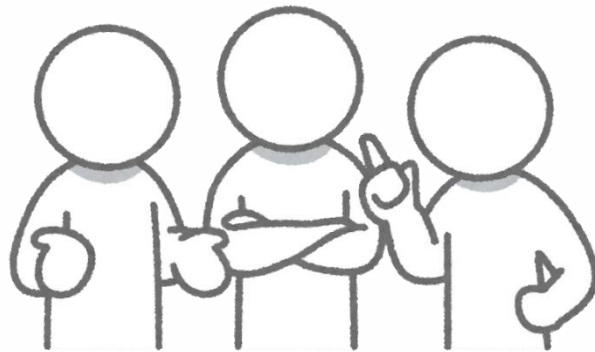
- 介護理念や、組織の運営方針を明確にし、全職員に共有する
- 職務による責任や役割を明確にする
- 組織としての苦情処理の体制が構築され、機能している
- 職員の教育体制が整えられている
- 定期的に第三者の目が入り、開かれた組織になっている
- 利用者・家族との情報共有に努めている



高齢者虐待を防ぐためには（未然防止）②

②チームアプローチの充実

- 介護職員・専門職・リーダーの役割を明確にする
- 情報共有のための仕組みや手順を明確にする
- チームとしての意思決定の仕組みや手順を明確にする





高齢者虐待を防ぐためには（未然防止）③

③ケアの質の向上

- 職員が認知症についての正しい知識を理解している
- 職員が、対応に困難を感じる高齢者の行動に対して、ご本人なりの理由があるという姿勢で原因を探り対応する
- 高齢者の心身の状態を丁寧にアセスメントする
- アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討し、実際にケアの場面で活用する方法を学ぶ



高齢者虐待を防ぐためには（未然防止）④

④倫理観と法令遵守の意識を高める

- 利用者本位という大原則を再確認し、実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基づいたものであるかをチェックする
- 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する
- 関連する法律や運営基準の内容を学ぶ
- 身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ



高齢者虐待を防ぐためには（未然防止）⑤

⑤職員の負担・ストレスの軽減と組織風土の改善

- 柔軟な人員配置を検討する
- 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する
- 夜勤職員の負担について配慮を行う
- 高齢者虐待未然防止に向けた取組みの過程において、職員それぞれが役割を持つことで体験的に共有する
- 業務負担やストレスに対し十分な対策を行う



職員研修

- 職員全体で研修を行うことで、組織としての方針を伝達する
- 出された意見は、「職員の困っていること」、「教育的課題」として捉え、職員教育、スーパービジョンに結びつけていく





研修実施のポイント

- 「否定的意見」や「具体的にどのように対応したらよいか分からない」という意見が出た場合
 - 否定的意見を押しさえ込まず、正直な発言を促す
 - なぜ難しいのか、全体で原因を分析し具体的対応を検討
- 倫理観の向上を図るだけでなく、「スキルの向上」も図る
 - 専門職にとっては「精神論」ではなく、技術として具現化、実践化することが重要



自己点検シートの活用

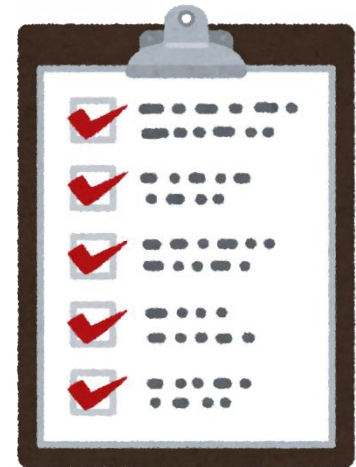
- 日頃の実践を振り返り、高齢者虐待防止の理解度をチェックする
「ツール」として活用する

〈研修として活用〉

- 職員一人一人がシートにチェックする
- 「解説」を読み合わせ、意見交換する

〈組織運営の参考データとして活用〉

- 教育・研修等



6 虐待が発生した場合の対応



虐待が発生した場合の対応の注意点

- **法第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報しなければならない従って、緊急性も鑑み、速やかに通報する義務がある**
- **施設長や法人が事実確認を行ったとしても、その事実だけで市町村が虐待の有無を判断するのではなく、改めて市町村による事実確認調査を行う**



施設内の体制の確立

- ①苦情受付窓口を周知する
- ②虐待発生時の対応方法を事前に決める
- ③対応方法を全職員に周知する
- ④市町村への通報手順の検討 など

神奈川県ホームページ「高齢者虐待発生後対応マニュアル」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1224418.html>



虐待発生時の施設、事業所内での対応例

★虐待を受けたおそれのある高齢者の安全確認、安全確保を最優先に行います。

1. 本人や家族、職員等から、虐待が行われていると相談を受けた職員が、責任者に報告し、責任者は施設長に報告する
2. 施設長を中心に、利用者や職員への聞き取りを行い、虐待の事実を確認する
3. 市町村への通報は、施設内で「虐待の疑いあり」と判断した段階で行う
4. 虐待の事実が確認された場合、改善計画作成の上実行し、その結果を市町村に報告する



市町村への通報

- ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報する
- ・施設内で解決が図られても、市町村への通報は養介護施設の義務である
- ・速やかに市町村へ通報することで、問題が深刻になる前に対応することができる





管理者としての責務（①、②）

①虐待を受けたと思われる利用者への対応

- 利用者の安全確保
- 心身の状態を確認し、速やかに適切な治療が受けられるように手配する
- 傷など目で確認できるものは、本人や家族の同意を取り写真を撮り、保存する
- 利用者に対し、虐待の経過と再発防止策を報告し謝罪する
- 損害賠償が必要な場合は誠実に対応する

②家族への対応

- 速やかに虐待の経過について報告し謝罪する
- 損害賠償が必要な場合は誠実に対応する



管理者としての責務（③）

③虐待を行った職員への対応

- 虐待を行ったことが疑われる職員と面接を行う
 - はじめから虐待と決めつけず、冷静に事実を確認する
 - 並行して他の職員にも面接を行う
 - 処分が必要な場合、就業規則等に基づき適正に行う
- 解雇することのみで解決としない





管理者としての責務（④、⑤）

④他の職員への対応

- 虐待の発生要因を、虐待を行った職員の資質のみによるものと考えず、職員全体、施設・事業所全体の問題として対応する
- 虐待の事実は全職員に共有する

⑤相談者の保護

- 不利益な取扱いしない。不利益を受けないように配慮する



管理者としての責務（⑥、⑦）

⑥施設・事業所全体の取組み

- 再発防止に向けた会議、研修の実施

⑦行政への報告と協力

- 市町村に必ず通報する
- 市町村の調査に協力する





再発防止に向けた取組み

- 1 虐待の発生要因の調査分析
- 2 再発防止に向けた職員会議の活性化
- 3 苦情処理体制の見直し
- 4 個別ケアの重視とケアの改善
- 5 職場内教育の徹底
- 6 働きやすく風通しのよい職場環境づくり
- 7 開かれた施設づくり



参考資料

- 「高齢者虐待防止対応マニュアル」神奈川県
- 「高齢者虐待発生後対応マニュアル」神奈川県
- 「高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～施設職員のための高齢者虐待防止の手引き～」神奈川県
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局
- 「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」社団法人日本社会福祉士会



最後に

- 高齢者の権利擁護のための研修プログラム概要版の動画も研修でご活用ください。
- ご視聴いただき、ありがとうございました。

追加：日常生活における人権と人権侵害 ～人は大切にされ、尊重されているのか？

○利用者から殴られた・どなられた・・・職場の安全配慮義務

○職員間の人間関係

○アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）からくるマイクロアグレッション（悪意のない・自覚のない差別や攻撃）・・・年齢・性別

○社会：エイジズム、安楽死党、映画『PLAN75』、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）と「姥捨て」会議の危険性

4 研修プログラム

*いずれもオンラインで無料公開中

(1) 神奈川県版「高齢者の権利擁護のための研修プログラム」

テキスト『高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～施設職員のための高齢者虐待防止の手引き』平成21年3月

(2) MS&ADインターリスク総研株式会社（厚生労働省令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」令和3年3月

（１）神奈川県版

「高齢者の権利擁護のための研修プログラム」

テキスト

『高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～施設職員のための高齢者虐待防止の手引き』平成21 年3 月

<https://www.pref.kanagawa.jp/menu/2/9/49/index.html>



高齢者の虐待防止

[高齢者の虐待防止の随時提供情報](#)

▶ [かながわ高齢者あんしん介護推進会議](#)

[福祉子どもみらい局](#) [福祉部高齢福祉課](#)

▶ [高齢者虐待相談・通報窓口（各市町村の高齢者虐待相談窓口）](#)

[福祉子どもみらい局](#) [福祉部高齢福祉課](#)

▶ [高齢者虐待防止のために](#)

[福祉子どもみらい局](#) [福祉部高齢福祉課](#)

// よくみられているページ

- ▶ [令和8年度共通選抜学力検査問題](#)
- ▶ [DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援強化に向けた知事と有識者の対談](#)
- ▶ [物価高騰による医療機関等に対する支援について](#)
- ▶ [パスポートセンター](#)
- ▶ [私立学校学費支援制度のご紹介](#)
- ▶ [県の広報](#)



高齢者虐待防止のために

高齢者虐待防止への支援

平成18年4月「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した者は、市町村への通報が義務づけられました。虐待を受けている高齢者本人も相談（届出）ができます。

高齢者の虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第3者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

虐待に気づいたら、お住まいの市町村の高齢者福祉の担当課や地域包括支援センターへご相談ください。

[高齢者虐待防止啓発リーフレット（令和2年3月作成）（PDF：2,356KB）](#)

▶ 神奈川県内の高齢者虐待相談窓口

県内市町村の相談窓口を案内しています。

▶ 県内の高齢者虐待の状況について

神奈川県内の高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果過去3ヵ年の状況を掲載しています。

▶ 高齢者虐待防止に関する資料・教材

高齢者虐待防止マニュアル、事例集、施設職員向けの研修教材を掲載しています。

▶ 高齢者の権利擁護に関する調査等

高齢者施設における人権に関する一斉点検や高齢者の権利擁護に関する調査の結果を掲載しています。

// よくみられているページ

- ▶ 令和8年度共通選抜学力検査問題
- ▶ DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援強化に向けた知事と有識者の対談
- ▶ 物価高騰による医療機関等に対する支援について
- ▶ パスポートセンター
- ▶ 私立学校学費支援制度のご紹介

▶ 県の広報

神奈川県公式動画



高齢者虐待防止に関する資料・教材

区分	資料・教材名	内容	作成
リーフレット	高齢者虐待防止啓発リーフレット（PDF：2,356KB）	一般向け啓発リーフレット	R2.3
	高齢者虐待防止啓発リーフレット（PDF：859KB）	介護施設・事業所職員向け啓発リーフレット	R3.3
マニュアル	高齢者虐待防止対応マニュアル	基本マニュアル（看護者・施設従事者）	R7.9
	高齢者虐待防止対応マニュアル（看護者による高齢者虐待対応；別冊）	看護者による虐待対応マニュアル	H26.11
	高齢者虐待発生後対応マニュアル	介護施設・事業所職員向け虐待発生後対応マニュアル	R1.5
事例集	看護者による高齢者虐待対応事例集	看護者による虐待対応事例集	H23.8
	看護者による高齢者虐待対応事例集 Vol.2	看護者による虐待対応事例集	H25.3
研修教材	高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして（施設職員のための高齢者虐待防止の手引き）	介護施設・事業所職員向けの研修教材（手引き）	H21.3
	高齢者の権利擁護のための研修プログラム	介護施設・事業所職員向けの研修教材（パワーポイント資料）	H26.11
	【動画教材】高齢者の権利擁護のための研修プログラム（観覧版）（別ウィンドウで開きます）	介護施設・事業所職員向けの研修教材（動画視聴）	R7.3
	【上記教材のパワーポイント資料】（PPT：4,163KB）		
	【動画教材】高齢者の権利擁護のための研修プログラム（リーダー・管理志向）（別ウィンドウで開きます）	介護施設・事業所職員向けの研修教材（動画視聴）	R7.3
	【上記教材のパワーポイント資料】（PPT：2,245KB）		

このページに関するお問い合わせ先

[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)
[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)です。

- 令和8年度共通退後学力検査問題
- DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援強化に向けた知事と有識者の対談
- 物価高騰による医療機関等に対する支援について
- パスポートセンター
- 私立学校学費支援制度のご紹介

県の広報

神奈川県公式動画



かなチャンネルTV

研修ツール（シナリオ入りPPT・記入シート・動画2つ）



集	養護者による高齢者虐待対応事例集 Vol.2	養護者による虐待対応事例集	H25. 3
研 修 教 材	高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして （施設職員のための高齢者虐待防止の手引き）	介護施設・事業所職員向けの研 修教材（手引き）	H21. 3
	高齢者の権利擁護のための研修プログラム	介護施設・事業所職員向けの研 修教材（パワーポイント資料）	H28. 11
	【動画教材】 高齢者の権利擁護のための研修プログラ ム（概要版）（別ウィンドウで開きます） 【上記教材のパワーポイント資料】（PPT：4,163K B）	介護施設・事業所職員向けの研 修教材（動画視聴）	R7.3
	【動画教材】 高齢者の権利擁護のための研修プログラ ム（リーダー・管理者向け）（別ウィンドウで開きま す） 【上記教材のパワーポイント資料】（PPT：2,245K B）	介護施設・事業所職員向けの研 修教材（動画視聴）	R7.3



高齢者・家族の心に 耳を傾けるケアをめざして

施設職員のための高齢者虐待防止の手引き

平成 21 年 3 月

神奈川県保健福祉部高齢福祉課

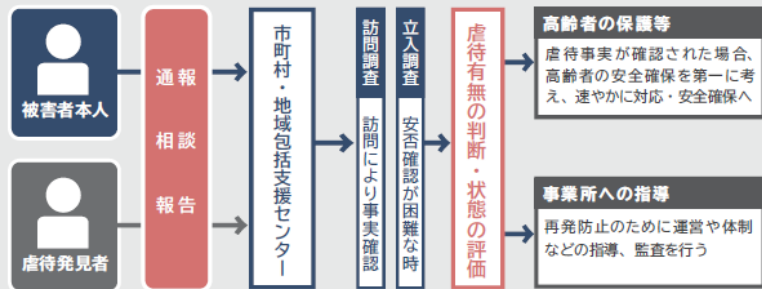


虐待に気づいたら

もし、ご自身の働く施設などで虐待や不適切な介護を見つけたら、あなたはどのような対応をしますか？
 高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に携わる職員として、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、速やかな市区町村等への通報義務が生じます。
 法律により「相談や通報をした際、通報者（あなた）の秘密は守られます」ので、安心して、速やかに対応しましょう。

相談・通報から対応までのフロー

状況により警察や医療機関へ速やかに連絡を！！



神奈川県では高齢者虐待の未然防止、早期発見と早期改善など、高齢者の権利擁護意識の向上に向けた取組のほか、認知症ケアや相談窓口など、県のホームページに様々な情報を掲載しています。ぜひ、一度ご覧ください。

例：高齢者虐待の相談窓口一覧、高齢者虐待防止に関する自己点検リスト、高齢者虐待防止関連マニュアル各種、職場で学べる研修資料 など

神奈川県高齢者虐待相談窓口 ▶



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f4302/>



◀ 拘束のない介護に関する相談窓口

<https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7328/>

かながわ認知症ポータルサイト ▶



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/>

私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県



介護職員の皆様へ

利用者と自身の尊厳を守るために

介護現場の高齢者虐待・不適切ケアの防止に向けて



一人ひとりが、尊厳を持って暮らす

高齢者の生活を支えるサービスを提供する、高齢者施設等では、高度で専門的な知識や介護技術が必要とされます。
 支援を必要とする高齢者の一人ひとりが、尊厳を保ち、生涯を穏やかに暮らしていくために、また、支援にあたる皆さんが自身の身を守り、働きやすい職場環境を築くために、高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる社会の実現を目指しましょう。

高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ、人としての権利を無視し、尊厳を害する行為をおこなうことを言います。
 高齢者への虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。



神奈川県高齢福祉課 横浜市中区日本大通1
電話：045-210-1111（代表）内線 4846～4849 FAX：045-210-8874

令和3年3月発行

ともに生きる社会 かながわ憲章
あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします

ともに生きる

ともに生きる社会かながわ憲章 後編





1 身体的虐待

身体に外傷が生じる(おそれのある)暴行や、不当に身体を自由を奪う行為

具体的な例

- ▶ 叩く、つねる、殴る、蹴る、火傷を負わせる
- ▶ 処方薬の過剰投与、不適切な身体拘束 など

2 心理的虐待

暴言又は拒絶的な対応により、心理的外傷を与える行為

具体的な例

- ▶ 怒鳴る、侮辱する、無視する
- ▶ 本人の意思に反した介助を行う など

「高齢者虐待」は大きく5つに区分されています

3 介護・世話の放任・放棄(ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、高齢者を養護すべき職務上の義務を怠る行為

具体的な例

- ▶ 不潔な状態や、劣悪な環境に放置
- ▶ 空腹や脱水、栄養失調の状態で放置など

4 性的虐待

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

具体的な例

- ▶ 裸にしたまま放置し、羞恥心を与える
- ▶ キス、性器への接触、性行為の強要など

5 経済的虐待

財産等の無断使用、金銭の使用等を理由なく制限する行為

具体的な例

- ▶ 不当に金銭を渡さない、使わせない
- ▶ 本人の預貯金や年金、不動産、持ち物などを本人の意思に反して使用する など

こんなことも「高齢者虐待」になる!?

施設などで高齢者の動画を撮影し、無断でSNSに投稿することで、外部に個人情報漏らすことも、「権利や利益の侵害」にあたり、「虐待」と判断される場合があります。

あなたは大丈夫?

高齢者虐待は“虐待をしている人”に自覚がないことから、段々とエスカレートしていきことがあります。気づかないうちに、不適切なケアや虐待になっていませんか? 次のチェックシートで自身の行動を見直しましょう。

- ☐ 親密な関係だからと、幼稚な言葉づかいで話したり、ばかにしたことがある。
- ☐ 話が通じないので、うそをついたり、ごまかしたことがある。
- ☐ 他の仕事で忙しく、利用者をその場で待たせたまま放って、忘れてしまったことがある。
- ☐ 家族からの依頼や職員の判断で、夜間、本人の部屋に鍵をかけたことがある
- ☐ 利用者の持ち物を、本人の了解を取らず勝手に使ったことがある。
- ☐ 具合が悪くても、速やかに受診をさせなかった(できなかった)ことがある。
- ☐ 扉やカーテンを開けたまま、人前でおむつを替えたり、裸のまま放っていたことがある。
- ☐ 人手が足りず、入浴・清拭などの適切な衛生保持が、しばらく出来ないことがある。
- ☐ 忙しい時に利用者から頼みごとをされ、とっさに嫌な顔をしたことがある。
- ☐ 他の職員が“不適切なケア”をしていても、見て見ぬふりしたことがある。

介護現場における高齢者虐待の防止に向けて

身体拘束の正しい理解

身体拘束とは、生命の保護、自他への重大な身体損傷を防ぐため、一時的に身体を拘束するなどの「行動抑制」を指します。

自由を奪う行為であり、下記に示す「緊急やむを得ない場合」の3つの要件を満たし、かつ、これらの手続きが極めて慎重にとられている場合を除き、禁止されています。

高齢者の人権を脅かすだけでなく、身体機能の低下や寝たきりにつながるおそれが生じるなど、QOL(生活の質)を根本から損なう危険性も有しています。

緊急やむを得ない場合とは

以下の3要件すべてに該当する状況です

① 切迫性

本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと

② 非代替性

身体拘束以外に代替する方法がないこと

③ 一時性

身体拘束は、あくまで一時的な対応であること

身体拘束の定義【スリーロック】

以下の3つの行動抑制に分けられます

① スピーチロック 言葉による行動抑制

「～しちゃダメ」や「勝手に動くな」など

② ドラッグロック 薬の投与による行動抑制

「薬物の過剰投与」や「不適切な投与」など

③ フィジカルロック 物理的な行動抑制

「体を縛る・つなぎ服の着用・閉じ込め」など

認知症の正しい理解

認知症高齢者の虐待被害が増えています。

認知症の症状は、今まで出来ていたことが徐々に出来なくなったり、不可解な行動をとることもあるため、介護者が理解に苦しみ、過度な不安や強いストレスを感じてしまうことから、虐待や不適切なケアに発展することも少なくありません。

認知症により記憶が断片的になっても、**本人の意思を尊重し、できることを上手に活用**することで、その人らしい尊厳のある暮らしが送れるよう、認知症を正しく理解しましょう。

認知症について学ぼう!

県では、施設職員を対象に、段階別の研修を実施しています。ぜひ、活用して下さい。

1 認知症介護基礎研修 新任介護職員向け

2 認知症介護実践者研修 経験2年以上の実務者向け

3 認知症介護実践リーダー研修 リーダーの立場にある者向け

認知症に関する
介護従事者等への
研修情報



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1045118.html>

ストレスケアの必要性

介護の現場は、強いストレスを感じるリスクが高いと言えます。思うように支援できない苦しさや重い責任感、業務の多忙さからイライラが募ったり、高齢者からの強い抵抗など、自身の努力ですぐに解決しない要因も多いのが現状です。ストレスは放っておくと、大きな事故や高齢者への不適切なケアにつながることもあり、注意が必要です。

「ストレスを感じないようにする」のではなく「**ストレスと上手向き合う**」こと。また、職場ぐるみで働く環境を見つ直し、ストレスの要因を改善していくことが、個々のストレスケアに繋がります。まずは、普段から悩みを仲間と共有し、問題は小さなうちに先輩や上司に繋ぐなど、「いつでも誰かに話せる環境づくり」を目指しましょう。



施設職員のための手引き 教材

施設職員のための高齢者虐待防止の教材

施設職員のための高齢者虐待防止の手引き ([pdf:2,850KB](#))

- 表紙・はじめに・目次 [pdf:33KBテキスト:6KB](#)
- 第1章 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは [pdf:60KBテキスト:10KB](#)
- 第2章 神奈川県における高齢者虐待の捉え方 [pdf:1,319KBテキスト:26KB](#)
- 第3章 高齢者虐待や不適切なケアを防ぐためには（未然防止） [pdf:949KBテキスト:26KB](#)
- 第4章 高齢者虐待や不適切なケアが起こってしまった時は（事後対応） [pdf:413KBテキスト:14KB](#)
- 自己点検シート（チェックリスト） [pdf:70KBテキスト:2KB](#)
- 引用文献、参考文献 [pdf:18KBテキスト:2KB](#)
- 本書ができるまで 作成の経緯 [pdf:39KBテキスト:12KB](#)
- 資料 [pdf:106KBテキスト:29K](#)
- I 高齢者虐待防止の取組みに向けたご本人又はご家族向け調査 [\[PDFファイル/63KB\]](#)
調査票 [\[PDFファイル/21KB\]](#)
- II 高齢者虐待防止の取組みに関するよう介護施設従事者向け調査 [\[PDFファイル/279KB\]](#)
調査票 [\[PDFファイル/45KB\]](#)

// よくみられているページ

- ▶ 令和8年度共通選抜学力検査問題
- ▶ DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援強化に向けた知事と有識者の対談
- ▶ 物価高騰による医療機関等に対する支援について
- ▶ パスポートセンター
- ▶ 私立学校学費支援制度のご紹介

▶ 県の広報

神奈川県公式動画



かなチャンネルTV



高齢者の権利擁護のための研修プログラム

- 高齢者の権利擁護のための研修プログラムの活用方法について[\[PDFファイル/275KB\]](#)

別添1 研修企画書[\[Wordファイル/18KB\]](#)

別添2 「自己点検シートを用いたグループワーク（研修5）の基本的な実施方法 [\[PDFファイル/179KB\]](#)

別添3 自己点検シート（チェックリスト）スタッフ用 [\[Wordファイル/112KB\]](#)

別添4 グループワーク記録用紙 [\[Wordファイル/14KB\]](#)

- 導入 高齢者の権利擁護のための研修プログラム スタッフ向け [\[PPTファイル/252KB\]](#)
- 研修1 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは [\[PPTファイル/166KB\]](#)
- 研修2 神奈川県の高齢者虐待の捉え方 [\[PPTファイル/217KB\]](#)
- 研修3 高齢者虐待や不適切なケアを防ぐためには（未然防止） [\[PPTファイル/160KB\]](#)
- 研修4 高齢者虐待や不適切ケアが起こってしまった時は（事後対応） [\[PPTファイル/154KB\]](#)
- 研修5 自己点検シートを用いたグループワーク [\[PPTファイル/289KB\]](#)
- 研修6 高齢者の権利擁護のための研修プログラム リーダー・管理者向け [\[PPTファイル/352KB\]](#)
- 概要版 高齢者の権利擁護のための研修プログラム 概要版 [\[PPTファイル/459KB\]](#)

(2) MS&ADインターリスク総研株式会社

(厚生労働省令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業)

「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」令和3年3月



2021年4月施設における高齢者虐待防止研修 オンラインプログラムがスタート (2020年度厚生労働省補助金事業)

- **省令の改正（2021年から3年の経過措置）で2024年度から研修義務化**
- **MS&AD インターリスク総研株式会社『令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業 調査研究報告書』（委員長：山田祐子）、MS&AD インターリスク総研株式会社、2021**

老健事業の成果物一式がMS&AD インターリスク総研ホームページにて公開されましたので、ご案内させていただきます。都道府県、市区町村、施設内研修にご活用ください。

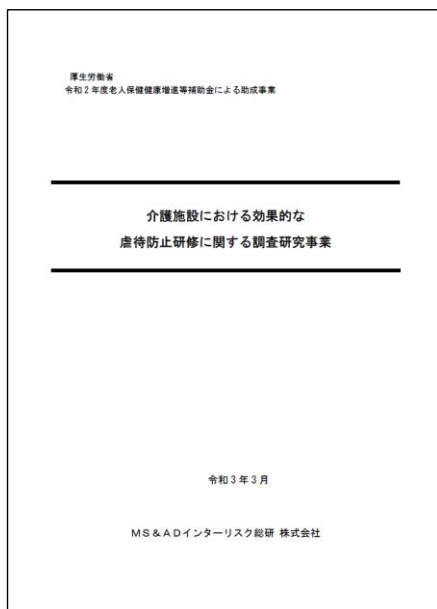
- <https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>



MS&ADインターリスク総研

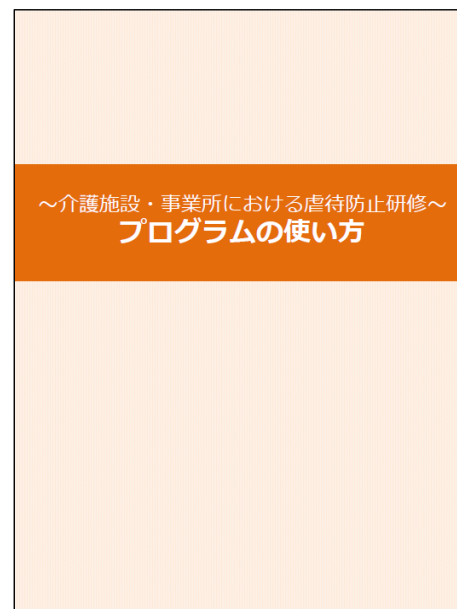
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

2020年



令和2年度 厚労省老人保健健康等増進事業
介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究

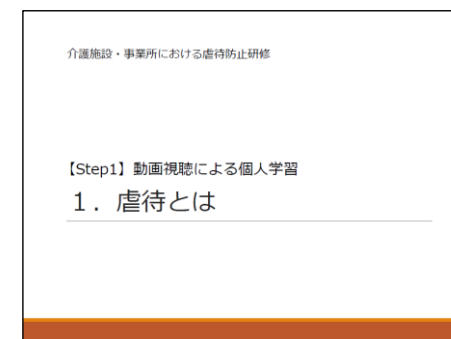
報告書ダウンロード(3.7MB)



虐待防止研修担当の方はこちらを
最初にご確認ください

ダウンロード(1.5MB)

研修担当及び司会者用資料はこちら>



学習者用資料

学習者用視聴動画【A】はこちら>

学習者用視聴動画【B】はこちら>



プログラムの使い方 本資料

【 Step1 】

学習者用教材

学習者用視聴動画
【A】 【B】

【 Step2 】

研修担当者及び司会者用教材 学習者用配布資料

学習者用資料

確認テスト＜問題＞

確認テスト【解答】

演習シート①

演習シート②

解説シート

研修担当者及び司会者用教材 演習用資料

演習用スライド

集合型事例演習の
進め方

- 本研修は、「高齢者虐待防止法第20条」「平成30年度省令改訂・身体拘束禁止規定」「令和3年度省令改訂・虐待防止規程」において求められる研修を満たすことを想定して作成しています。



《動画テーマと視聴時間》

No	テーマ		視聴時間		
1	虐待とは？		10分 27秒		
2	高齢者虐待防止法		8分 8秒		
3	養介護施設・養介護事業における高齢者虐待防止・対策		8分 6秒		
4	身体拘束		10分 24秒		
5	早期発見と通報義務		5分 48秒		
No	テーマ【A】	視聴時間	No	テーマ【B】	視聴時間
6	身体的虐待（１）	3分 48秒	12	身体的虐待（１）	6分 37秒
7	身体的虐待（２）	7分 48秒	13	身体的虐待（２）	7分 30秒
8	介護・世話の放棄放任	4分 40秒	14	介護・世話の放棄放任	5分 8秒
9	心理的虐待	6分 5秒	15	心理的虐待	7分 43秒
10	性的虐待	4分 44秒	16	性的虐待	5分 36秒
11	経済的虐待	4分 1秒	17	経済的虐待	5分 19秒
No	テーマ		視聴時間		
18	ストレスケア		10分 8秒		

1本当たりの視聴時間は、約4分～10分半です。
施設・事業所の状況に合わせ、ご視聴ください。
動画視聴の場所は、次のページをご参照ください。

5 情報提供・その他

日本高齢者虐待防止学会監修2025年11月



ISBN978-4-8243-0319-6
C3036 ¥2200E
定価 本体2,200円(税別)

9784824303196
1923036022008

イラストで学ぶ
介護現場の虐待防止
BOOK
監修 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会

イラストで学ぶ
介護現場の虐待防止
トレーニング
BOOK

監修 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会

1 組織・職場風土	5 居室
2 リビング・廊下	6 排泄
3 食事	7 職員の会話・言動
4 入浴	8 コミュニケーション
	9 移乗・移動

場面別に「虐待かもしれない!？」と思う状況を探してみよう

学びを深めることで
職場の雰囲気が変わる!

「不適切な対応」をイラストでチェック!

法定研修の教材に最適!

学び合う職場をつくる
中央法規

虐待のリスクと防止のポイントがよくわかる



日本高齢者虐待防止学会 2027年 神奈川大会（仮）

大会長予定：山田祐子

ご清聴ありがとうございました
